

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和7年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

		1/2	1/2
事業費	国費	県(起債)	市町負担金
			A市 B市 C町

（ 関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。 ）

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	191,677,549
近江八幡市	112,984,623
草津市	263,119,437
守山市	165,330,305
栗東市	147,391,648
甲賀市	127,629,802
野洲市	96,076,630
湖南市	82,114,415
東近江市	140,909,053
日野町	30,412,747
竜王町	24,751,356
計	1,382,397,565

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	161,292,567

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	185,646,964
長浜市	188,210,732
東近江市	14,729,099
米原市	42,980,816
愛荘町	38,808,410
豊郷町	11,863,711
甲良町	8,948,053
多賀町	11,511,821
計	502,699,606

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	0
栗東市	0
計	0

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	179,585,895

4処理区合計 2,225,975,633 円

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和7年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	563,683,701	△ 210,713,585	352,970,116
彦根市	309,562,309	△ 123,915,345	185,646,964
長浜市	313,837,337	△ 125,626,605	188,210,732
近江八幡市	118,046,234	△ 5,061,611	112,984,623
草津市	274,912,074	△ 11,792,637	263,119,437
守山市	171,296,920	△ 5,966,615	165,330,305
栗東市	153,979,624	△ 6,587,976	147,391,648
甲賀市	133,487,490	△ 5,857,688	127,629,802
野洲市	100,296,006	△ 4,219,376	96,076,630
湖南市	85,720,615	△ 3,606,200	82,114,415
高島市	277,538,250	△ 97,952,355	179,585,895
東近江市	171,757,470	△ 16,119,318	155,638,152
米原市	71,669,584	△ 28,688,768	42,980,816
日野町	31,748,376	△ 1,335,629	30,412,747
竜王町	25,975,944	△ 1,224,588	24,751,356
愛荘町	64,712,186	△ 25,903,776	38,808,410
豊郷町	19,782,482	△ 7,918,771	11,863,711
甲良町	14,920,685	△ 5,972,632	8,948,053
多賀町	19,195,713	△ 7,683,892	11,511,821
計	2,922,123,000	△ 696,147,367	2,225,975,633
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			